

## 熊本県私立幼稚園等緊急環境整備費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の幼児教育の質の向上のための環境整備（以下「環境整備」という。）を推進するため、教育支援体制整備事業費交付金交付要綱（平成27年5月21日文部科学大臣裁定）に基づき、環境整備を実施する幼稚園等の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる幼稚園等の設置者（以下「補助事業者」という。）は、学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）とする。

(補助対象経費、補助基準額及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる経費、補助基準額及び補助率は次表のとおりとする。算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

表

補助対象経費	補助基準額 (上限額)	補助率
当該年度の4月1日から2月28日までに購入した遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費 (短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く。)	幼稚園等 1施設当たり  2,000千円	幼稚園 1/3以内
		翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行する幼稚園 1/2以内
		幼稚園型認定こども園 1/2以内
		幼保連携型認定こども園 1/2以内

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による申請書の様式は、別記第1号様式とし、これに次の書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 遊具等の規格、図面、写真
- (4) 見積書の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定めることとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に定めるとおりとする。

(1) 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部の負担を受け、又は補助を受けている場合は補助の対象としないこと。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、品目、規格等主要諸元等を明記した管理台帳を整備するなどして補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。また、固定資産として管理すべき財産については、固定資産台帳に整備すること。

(3) 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定により処分を制限する取得財産等（以下「処分制限財産」という。）並びに同令第14条第1項第2号の規定により処分を制限する期間は、文部科学大臣が別に定めることとし、補助事業者は、その期間内において、処分制限財産を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、事前に変更交付申請書（別記第5号様式）に次の書類を添えて提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定額の範囲内で事業目的を変えない軽微な変更の場合は、この限りではない。

(1) 変更事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定の通知は、補助金の変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告書の様式は、別記第8号様式とし、これに次に掲げる書類を添えて、当該年度の2月28日までに知事に提出するものとする。

- (1) 事業報告書(別記第9号様式)
- (2) 収支決算(見込)書(別記第10号様式)
- (3) 領収書又は支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 整備用具用品の写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による請求書は、別記第12号様式によるものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成31年1月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年(2020年)2月4日から施行し、平成31年(2019年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年(2021年)3月31日から施行し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和4年(2022年)9月30日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。